

第2回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第36号 いちき串木野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第37号 いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第38号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- 第 4 議案第39号 いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 請願第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出を求める請願について
- 第 7 陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情について
- 第 8 議案第41号 権利の放棄について
- 第 9 予算議案第3号 令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第10 閉会中の継続調査について
- 第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 15名

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西田憲智君 | 9番 | 大六野一美君 |
| 2番 | 田畑和彦君 | 10番 | 東育代君 |
| 3番 | 高木章次君 | 11番 | 中里純人君 |
| 4番 | 江口祥子君 | 12番 | 竹之内勉君 |
| 5番 | 吉留良三君 | 14番 | 原口政敏君 |
| 6番 | 松崎幹夫君 | 15番 | 福田清宏君 |
| 7番 | 田中和矢君 | 16番 | 濱田尚君 |
| 8番 | 中村敏彦君 | | |

欠席議員 1名

13番 下迫田良信君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|-----------|
| 局 | 長 | 石元謙吾君 | 主 | 査 | 神 藺 敦 子 君 |
| 補 | 佐 | 岩下敬史君 | 主 | 査 | 福 谷 和 也 君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-----------|---|--------|-------------|-------------|
| 市 | 長 | 中屋謙治君 | 財 政 課 長 | 立 野 美 恵 子 君 |
| 副 市 | 長 | 出水喜三彦君 | 市 来 支 所 長 | 橋 口 昭 彦 君 |
| 教 育 | 長 | 相良一洋君 | 教 育 総 務 課 長 | 吉 永 康 彦 君 |
| 総 務 課 | 長 | 岡田錦也君 | 消 防 長 | 下 池 裕 美 君 |
| 企 画 政 策 課 | 長 | 山崎達治君 | | |

令和5年6月29日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

去る6月26日までに受理した陳情、要望書等は、お手元に配付した要望書等配付文書表のとおりであります。

また、監査委員から報告のあった令和5年3月分及び4月分の例月出納検査の結果について、お手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告、九州市議会議長会定期総会出席報告、全国市議会議長会定期総会出席報告についてもその写しを配付してあります。

△日程第1～日程第9

議案第36号～予算議案第3号一
括上程

○議長（濱田 尚君） これより議事に入ります。

日程第1、議案第36号から日程第9、予算議案第3号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案1件、請願1件、継続審査の陳情1件の計8件であります。

去る6月20日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第36号いちき串木野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更等に伴い、防疫等作業手当の特例の期限を定めようとするものであります。

説明によりますと、国が防疫等作業手当について、新型コロナウイルス感染拡大が長期化することから、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に対して救護作業等に従事した場合、特例として手当の額を1日1,000円としたことから本市も同額としてきた。新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類感染症から5類感染症に変更になったため、国が5月8日をもってこの特例を廃止したことに伴い、本市も6月30日をもってその特例を廃止するとのことであります。

また、この特例の支給対象職員は全て消防職員であり、支給実績は、令和3年4月から令和5年4月末までで、延べ1,927名に対し192万7,000円を支給しているとのことであります。

審査の中で、本市の患者数は昨年度と比べて変わらないので特例を続けられないのかと質したところ、今後の感染の状況や職員の勤務状況を確認し、また、国の動向を見て対応したいとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、まず、特定小型原動機付自転車の税率の新設であります。

道路交通法の一部を改正する法律により、電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車区分が新設されたことに伴い、これに係る税率の年額を2,000円とするもので、令和5年7月1日から施行し、令和6年度分以降について適用するものであります。

次に、種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しであります。

今回の改正は、電気自動車等に重点化を行い、車の取得期間を令和8年3月31日まで3年間延長する

ものであります。ただし、令和12年度基準70%を達成しているガソリン車については、令和7年3月31日まで2年間延長するものであります。

審査の中で、電動キックボードについてどのように所有者を把握するのかと質したところ、原動機付自転車と同様に、標識（ナンバープレート）を税務課で発行し対象者を把握する。販売店にも働きかけをして登録漏れがないようにしていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更についてであります。

本案は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合が共同処理する事務を変更することに伴い、同組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議決を求められたものであります。

説明によりますと、いちき串木野市・日置市衛生処理組合では、平成20年に検討委員会を立ち上げ、し尿くみ取り及びし尿浄化槽清掃運搬業務の今後の在り方について検討を行い、し尿浄化槽清掃運搬業務については、いちき串木野市地域を平成30年度から、日置市東市来町地域を令和2年度から民間業者に委託することとした。さらに、行財政改革の一環として、現業業務の積極的な民間活力導入の推進を求められていることや、直営と比較して民間業者による許可制のほうが効率的な運営が図られることなどから、令和6年4月1日からし尿くみ取り及びし尿浄化槽清掃運搬業務を民間業者による許可制へ移行する。規約については、共同処理する事務内のし尿くみ取りに関すること及びし尿浄化槽の清掃に関するものを削除するとのことであります。

審査の中で、許可制にすれば歳出削減の効果が出るのかと質したところ、令和6年度から令和12年度までで、現行の体制よりも約2,600万円の収支の黒字を見込んでいるとの答弁であります。

また、浄化槽を設置している方々の負担はどうなるのかと質したところ、料金設定については、これ

までより負担が増えないよう考慮するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、一般廃棄物処理業務等に係る許可申請等の手続及び浄化槽清掃業に係る許可手数料を定めるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、「一般廃棄物処理業等の許可申請等及び変更許可申請等について」の条文の追加と、「浄化槽清掃業の許可申請等に関する手数料について」の条文の追加である。今回の改正により、これまでし尿くみ取りは衛生処理組合が直営で実施していたが、市が許可した民間事業者が行う。し尿浄化槽の清掃運搬業務はこれまで衛生処理組合による直営で、作業は民間業者に委託して実施していたが、こちらも市が許可した民間事業者が行うとのことあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億3,278万4,000円とするものであります。

それでは、まず、歳入の主なものについて申し上げます。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金2億3,911万7,000円の計上が主なるものであります。

この交付金は、国の予備費を活用し交付される電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組により重点的、効果的に活用されるよう令和4年9月に創設されたもので、低所得世帯支援枠は、低所得世帯への支援のために今回措置されたものであります。なお、交付限度額は、重点支援地方交付金のうち、低所得世帯支援額分が1億2,855万6,000円であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項9目企業立地対策費の脱炭素ロードマップ策定事業1,197万2,000円の計上は、地域の省エネルギー、脱炭素の推進や再生可能エネルギー導入促進などによる2050年二酸化炭素排出ゼロに向けたロードマップの策定などを行うものであります。

説明によりますと、今回策定する地球温暖化防止実行計画区域施策編は、市役所のみならず、市民、事業者一体となった取組内容で、市全域を対象とする計画であるとのことであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯に対する重点支援給付金事業1億2,855万6,000円の計上は、エネルギーや食料品価格等の高騰により特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するものであります。

説明によりますと、支給対象は、6月1日現在、本市に住民票がある令和5年度の住民税非課税世帯及びエネルギーや食料品価格等の高騰の影響を受け住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯で、非課税世帯を3,950世帯、家計急変世帯を50世帯と見込んでいる。対象世帯へは7月下旬に確認書を送付し、8月中旬に第1回の振込を行い、申請期限は10月31日を予定しているとのことあります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の医療機関物価高騰対策支援事業1,269万4,000円の計上は、医療機関において、食材費等が高騰する中でも国が定め

る公定価格により経営を行う必要があり、医療機関に大きな影響を与えていることから支援を行うものであります。

説明によりますと、補助対象は入院病床がある16医療機関で、病床数は577病床、補助額は、入院時食事療養費の1食当たり640円に物価上昇率を勘案して、1人当たりの年間影響額を2万2,000円と定めたとのことあります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号地方財政の充実・強化に関する意見書提出を求める請願についてであります。

本案は、いちき串木野市別府3,672、上迫田守氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、地方公共団体は、少子高齢化の進展に伴う医療・介護などの社会保障制度の整備や、子育て施策、デジタル化、物価高騰対策などへの対応も求められている。こうした地方への財源対応について、政府は2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応できるのか大きな不安があることから、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう求めるものであります。

こうした観点から、地域活性化など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源の確保を図ること、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること、また、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むことなどについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

本案は、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号分煙環境整備に関する陳情であります。

本件は、いちき串木野市塩屋町82、西上原俊郎氏ほか8名から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、たばこ税は貴重な地方財源として

地方行政に貢献しているが、度重なるたばこ税の増税や近年の喫煙場所の減少でたばこ販売店や耕作農家などに影響を与え、極めて深刻な状況である。喫煙者と非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進する分煙こそが重要であり、分煙に向けたインフラ整備としての公共の場所における公共喫煙場所の整備は、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、環境美化の推進により美しいまちづくりになり、地方たばこ税の納税者でもある喫煙者への配慮、ひいては住民生活に直結する地方たばこ税の安定確保につながることから、市が所管する公共の施設・場所における公共喫煙場所の整備を求めるものであります。

審査の中で、たばこ税を活用して、販売店やたばこ購入者に、例えば、紙袋や携帯灰皿等を配布してはどうかとの意見や、総務省自治税務局の通知では、屋外分煙施設の整備のため、たばこ税の活用を検討できるとの意見が述べられた一方、たばこ税は貴重な財源であることは承知しているが、行政としてたばこを吸うことを奨励するのはいかがなものかとの意見や、健康増進法で地方公共団体は望まない受動喫煙をなくす対応も担っているとの意見、さらには、たばこによる健康への悪影響を考えると、公共の施設に喫煙場所を確保すべきではない旨の意見が述べられたのであります。

本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○11番（中里純人君） 陳情第1号についてお伺いします。

委員会では慎重審査をされたことと思いますが、令和3年に本市ではたばこ税を1億5,700万円いただいているわけですが、市内でたばこを購入していただいた結果、このような貴重な一般財源が確保できているわけです。

最近では喫煙する場所が少なくなりまして、陳情書にもありますように、健康志向の高まりから肩身の狭い思いで喫煙者はいらっしやると。安心して吸える喫煙環境の確保・整備とかが重要であると思えますし、あわせまして、たばこを吸う人、吸わない人、それぞれの権利を尊重して受動喫煙を防止するために分煙環境の整備が望まれるわけです。

陳情書にもありますとおり、総務省からの税制改正の留意事項では、「公共の場所での屋外分煙施設の設置が今後のたばこ税の継続的かつ安定的な確保に資すると見込まれることから、より一層の整備を図るため、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたい」とありますが、委員会では本市のたばこ税の確保、それとあと、それに係る公共喫煙場所の整備について、どのような審査がなされたのか伺います。

○総務厚生委員長（福田清宏君） たばこ税を正面に据えた審議はありませんでした。

ただ、先ほど報告いたしましたように、たばこ税を活用して販売店やたばこ喫煙者への配慮はすべきではないのかとか、さっき質問にもありました総務省自治税務局の通知も十分に読み解きながらこういう結果が出たところであります。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

○10番（東 育代君） 陳情第1号について、委員長に質問いたします。

ただいま委員長報告をお聞きいたしました。市役所には喫煙場所があるわけですね。でも、そのほかの施設、現状では建物の出入口付近に喫煙所があるわけです。

ただいま健康増進法で地方公共団体は望まない受動喫煙をなくす対応も担っているとの意見、あるいは、たばこによる健康への悪影響を考えると、公共の施設に喫煙場所を確保すべきではないという報告がありましたが、受動喫煙をなくすには分煙が必要だと思っております。

受動喫煙による健康被害の観点からどのような審査があったのか、伺います。

○総務厚生委員長（福田清宏君） 受動喫煙の対応も担っているという健康増進法の流れにあります。

なかなか分煙するにいろんな設備をすること、そういうことについてどうなのかという意見を交わしながらこのような結論に至ったところであります。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第3号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので御了承願います。

まず、議案第36号いちき串木野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号いちき串木野市・日置市衛生処理組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第39号いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第40号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、請願第1号地方財政の充実・強化に関する意見書提出を求める請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、陳情第1号分煙環境整備に関する陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 尚君） 起立少数であります。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） 報告します。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件の計2件であります。

去る6月21日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第41号権利の放棄についてであります。

本案は、宅地取得資金貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、債務者に対して貸し付けた宅地取得資金貸付金の未償還額80万7,430円について、貸付対象物件の土地に抵当権が設定されていなかったこと、債務者に対し破産の免責決定がされていたこと、滞納発生時及び破産決定時に連帯保証人へ通知していなかったことから債権の回収が不可能となったため、権利の放棄をしようとするとのことでありました。

審査の中で、抵当権が設定されていなかったこと及び連帯保証人への通知をしていなかったことについて質したところ、抵当権については、貸付件数47件のうち、今回の案件1件のみ設定されていなかった。連帯保証人への通知については、債務者と協議

の上、分納されており、破産の免責決定後も返済していたため通知しなかったが、分納が始まった時点で連帯保証人への連絡を検討すべきであったとの答弁であります。

また、今回の経緯に至った事務処理について質したところ、職員において法的な知識が不足していたこと、慣例的に収納事務を行っていたこと、組織としてチェック体制が十分でなかったことが反省すべき点でありおわび申し上げたい。今後は徴収に関わる事務全般において、組織的なチェック体制の下、適正な事務執行に努めたいとの答弁であります。

その他、委員から、今後の事務処理に当たっては最善の注意を払い、複数の職員でチェックして進めることが大事であるとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、予算議案第3号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

それでは、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費の農業振興費は、かごしまの農業未来創造支援事業（産地づくり対策）補助金1,312万9,000円の計上であります。

説明によりますと、地域の特性を活かした営農を支援するため、川北果樹加温組合が行うみかん、加温デコポンの暖房機10台の導入に対し944万2,000円、ファーム荒川が行うコンバイン1台の導入に対し368万7,000円補助するものであり、総事業費が2,715万4,000円に対する負担割合は、県が3分の1、市が6分の1、農業者が2分の1とのことでありました。

7款商工費の商工振興費は、エネルギー経費負担軽減支援給付金事業8,137万3,000円及びLPガス料金負担軽減支援補助事業1,800万円の計上であります。

説明によりますと、エネルギー経費負担軽減支援給付金事業は、エネルギー価格が高騰する中、経営に苦慮している市内事業者に対し、経営安定及び事業継続を図るため給付金を支給するもので、給付対

象は1,318件を見込んでおり、法人については本社または本店の所在地を市内に有する中小企業もしくは小規模事業者等で、個人事業者については市内に住所を有する者で事業実態が確認できる者が対象となる。給付額は、個人事業主は3万円、法人については従業員数に応じ3万円から50万円で、受付期間は令和5年7月24日から9月22日までとのことであります。

また、LPガス料金負担軽減支援補助事業は、エネルギー価格高騰の影響による家計負担の軽減を図るため、LPガス事業者が行うLPガス料金の減額分を支援するもので、補助対象者はLPガス事業者で、補助対象金額は市内の一般家庭契約1件につき1か月当たり1,000円を上限に2か月分、最大2,000円を補助するとのことであります。

審査の中で、市外のLPガス事業者と契約している場合は補助対象となるのかと質したところ、市内で一般家庭用として契約しているLPガス事業者であれば全て対象となるとの答弁であります。

同じく商工費の薩摩藩英国留学生記念館管理費は、ふるさとゆかりの偉人マンガ製作事業323万4,000円の計上であります。

説明によりますと、B&G海洋センターの助成事業で、薩摩藩英国留学生の一人である長沢鼎を題材とした漫画3,000部を作成し、小・中学校等における子どもたちの郷土教育やキャリア教育、記念館への誘客を図るためのPRに活用するとのことであります。

審査の中で、事業の委託先は決まっているのかと質したところ、制作は県内で活躍する漫画家、シナリオライター等の専門家に監修を委託する予定であるとの答弁であります。

8款土木費の道路新設改良費は、土木事業補助金250万円の追加であります。

説明によりますと、公民館などが行う生活道路や生活排水路の整備に対して7割を補助するもので、5月末時点での交付決定額は4件で147万8,330円、今後4件の申請が見込まれているとのことであります。

10款教育費の学校管理費は、小学校空調設備整備

事業400万円の計上であります。

説明によりますと、特別支援学級数等の増に伴い、串木野小学校の2教室に空調設備を整備するもので、早期に整備する必要があることから、既定の予算の中で優先させ、既に入札等を実施しているとのことであります。

審査の中で、補正予算成立前の執行は正しい判断なのかと質したところ、既定予算の範囲内で子どもたちの熱中症対策を優先すべきと判断し執行したとの答弁であります。

また、委員から、特別な事情により流用による予算執行を急ぐのは理解できるが、議会軽視につながりかねないので、市長の提案理由説明で述べるなど、全議員に対し丁寧に理解を求めることが必要であったのではないかと意見が述べられたのであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第41号権利の放棄について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

○議長（濱田 尚君） これから保留いたしておりました予算議案第3号について討論・採決に入ります。

予算議案第3号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時51分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務厚生委員長から、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第1号

○議長（濱田 尚君） 追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

総務厚生委員長の趣旨説明を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） ただいま議題とされました意見書案第1号地方財政の充実・強化に

関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

今、地方公共団体は、急激な少子・高齢化の進展に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、また、人口減少下における地域活性化対策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策、新型コロナウイルスや多発している大規模災害への対応など、極めて多岐にわたる役割が求められており、これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもち増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出の的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正については、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなどより抜本的な改善を行うこと。

4、新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた

医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

6、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、所要額の調査を行うなどしてその財源需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き、「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。
これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第11 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。
以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 6月議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今月6日に開会されました市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

まずは、今回予算議決をいただきましたエネルギー・食料品価格等の物価高騰に苦慮されている低所得世帯の方や中小事業者の皆様方への給付金について、速やかに支給手続を進め、経済支援と経営安定に努めてまいります。

また、先の3月議会施政方針でも述べましたように、今年度は人口減少・少子化対策を最重要課題として位置づけており、中でも、本年度からスタートいたしました0歳から2歳児の保育料の無償化や、未婚・晩婚対策としての民間婚活事業者の登録料助成制度、イクボス企業応援助成制度、給付型奨学金となる薩摩スチューデント奨学プログラムなど、緊急対策事業の周知徹底に努めてまいります。

また、今議会の一般質問においては、市有地や市営住宅、空き家等の有効活用を通じた移住定住施策、人口減少対策の御提言もいただきました。さらに、墓地や墓石の在り方、LGBT施策など、時代の進展とともに人々の意識も大きく変わってきており、改めてその対応が求められていることを感じたところでもあります。

いずれも社会の変化とともに新たな視点での取組が求められており、先進事例等も参考にしながら、スピード感を持って検討を進めてまいりたいと思います。

議員各位の一層の御指導、市民の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和5年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、また人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正については、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和5年6月29日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和5年6月29日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和5年7月20日
令和5年8月18日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和5年8月17日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員